

## 西宮市男女共同参画センター 施設使用取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市男女共同参画センター条例（平成12年西宮市条例第66号以下「条例」という。）及び西宮市男女共同参画センター条例施行規則（平成12年西宮市規則第19号以下「規則」という。）に基づき、西宮市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の施設を市民の男女共同参画社会の形成促進等のための活動の場として利用に供するために必要な事項を定める。

### (施設の定義)

第2条 この要綱において、施設とは、条例別表（第6条関係）に規定する各室の他、子ども室をいう。

### (使用の許可)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に、施設の使用を許可する。

- (1) 男女共同参画の推進を目的とした活動に使用するとき。
  - (2) 市及び市教育委員会が主催する事業、その他これに類する事業を行うとき（以下「公用」という。）。
  - (3) 広く市民の社会教育活動及び地域コミュニティ活動の場として、西宮市立公民館の使用基準に準じて使用するとき。
- 2 条例5条第2項第1号から第5号に該当するときは、使用を許可せず、又は許可を取り消す。
- 3 条例5条第2項第5号に定める、その他市長が使用を不相当と認めるときとは、次の各号に該当する場合とする。
- (1) 使用料の滞納があるとき。
  - (2) 使用人数が2人以下のとき。
  - (3) 飲酒・飲食を主たる目的とするとき。
  - (4) 小学生以下の者の使用で、保護者等の付き添いのないとき。又は、中学生だけの使用で、保護者等の同意書のないとき。
  - (5) 布教活動及び宗教行事を主たる目的とするとき。
  - (6) 政治団体等の運営にかかわる事務作業を主たる目的とするとき。
  - (7) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第8条に該当する暴力団を利すると認めるとき。
  - (8) その他男女共同参画センター長（以下「センター長」という。）が使用を不相当と認めるとき。

### (使用時間)

第4条 施設の使用時間は、休館日を除き、規則第2条の開館時間午前9時から午後10時までとし、区分ごとに使用許可する。

2 1区分は、午前9時から午前10時30分まで、午前10時30分から午前12時まで、午前12時30分から午後2時まで、午後2時から午後3時30分まで、午後3時30分から午後5時まで、午後5時30分から午後7時まで、午後7時から午後8時30分まで及び午後8時30分から午後10時までの時間とする。

(利用登録)

第5条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、西宮市公共施設予約システム“まなびネットにしのみや”(以下「予約システム」という。)を利用して、あらかじめ利用登録を行わなければならない。

(使用許可申請書の受付)

第6条 規則第4条の規定によるセンター使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)の受付開始日等は、別表第1のとおりとする。

使用料の納付は、使用申請時に現金納付、又は口座振替とする。

(窓口)

第7条 施設の使用申請、使用料の納付等の受付は、中央公民館窓口(以下「窓口」という。)にて行う。窓口の受付日時は、別表第1のとおりとする。

ただし、公用の受付は、男女共同参画推進課にて行う。

(使用料の口座振替)

第8条 条例6条第2項に定める、市長が認めるときとは、口座振替の方法によるものとする。

2 口座振替による使用料の納期限は、使用日の属する月の翌月20日とする。ただし、納期限の日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日を納期限の日とする。

(電子申請)

第9条 使用許可申請書の提出にかえて、予約システムより電子申請を行うことができる。受付開始日等は、別表第2のとおりとする。

2 西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(令和2年3月27日西宮市規則第46号)第4条第3項で規定する措置は、同条第1項に規定する電子計算機から送信された利用者番号及びパスワードの確認により行うものとする。

3 電子申請を行った者が、現金により使用料を納付する場合は、別表第2に定める標準処理期間内に、窓口にて、使用内容の確認を受け、使用料を納付しなければならない。

4 電子申請を行った者が、口座振替により使用料を納付、もしくは使用料免除されている場合は、使用内容の問い合わせがあれば、標準処理期間内に、電話等の方法により使用内容の確認を受けなければならない。

5 前2項の場合において、標準処理期間内に使用内容が確認できない場合又は使用料の納付が無い場合は使用の意思が無いものとみなす。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

6 前項に該当する場合は、予約システムによる表示又は口頭による通知を行う。

(電話予約)

第10条 使用許可申請書を提出しようとする者は、電話で予約することができる。

この場合、予約した日の翌日から10日以内に、窓口へ使用許可申請書を提出しなければならない。期限内に使用許可申請書を提出しなければ予約を取消すものとする。

予約の受付は、別表第1の受付開始日の翌日からとする。

(予約システムによる抽選)

第10条の2

使用許可申請書を提出しようとする者は、使用日の3か月前の13日から予約システムにより使用を希望する施設、使用希望日・区分を申込することができる。

使用希望が重複したときは、抽選により当選決定する。使用希望の重複がないときは、当該申込をした者を当選決定する。

申込できる期間、抽選日等は、予約システムにて告知する。

2 前項の規定による当選決定を受けた者は、予約システムにより指定の期間内に当選確定処理を行わなければならない。期間内に処理が無ければ、当選決定を取消すものとする。

(活動推進グループの年間仮予約)

第10条の3 規則第4条の第1項の規定する団体(以下「活動推進グループ」という。)は、あらかじめグループ登録時にその年の10月から翌年9月まで、使用を希望する施設、使用希望日・区分を仮予約することができる。

ただし、センターの維持管理、市の事業に必要な場合、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

仮予約可能な区分数は、第11条で規定する範囲内とする。

2 前項に該当する場合は、使用日の属する月の3か月前の1日から末日に、窓口へ使用許可申請書を提出、もしくは電子申請をしなければならない。期限内に申請がなければ、仮予約を取消すものとする。

(使用区分数)

第11条 施設の使用は原則月12区分以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要があると認めるときは、使用区分数を月11区分以内に制限し、又は月12区分を超える使用を認めることができる。

3 第1項の使用区分数をを超える使用については、使用日の1月前から申請できるものとする。

(使用取消の申し出)

第12条 規則第7条第1項に規定する使用の取消の申し出は、窓口において又は電話連絡により行わなければならない。

(使用料の不徴収)

第12条の2 規則第7条第2項の使用料の返還は口座振込により行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(減免・免除基準)

第13条 条例第6条第1項の規定により使用料を減免する団体及び減免基準は、別表第3のとおりとする。

2 減免を受けようとする者は、センター使用許可申請書に使用料の減額・免除申請理由を記載し、関係書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

(子ども室の使用の特例)

第14条 中央公民館及びプレラホールの使用を許可された者が子ども室を使用する場合は、別表第1の使用区分の一般使用扱いとする。

(センター使用許可申請書等の記載事項)

第15条 センター使用許可申請書及びセンター使用許可書兼領収書の記載事項は別表第4のとおりとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。ただし、別表第2の規定は、令和7年3月1日から施行する。

別表第1 (第6条 使用許可申請書の受付関係)

使用区分	受付開始日	受付日時	受付開始日が土・日・休日・休館日の場合
一般使用	使用日の属する月の2か月前の1日からとする。	(受付日) 月曜日から土曜日まで。	翌窓口 取扱い日
活動推進グループ	使用日の属する月の3か月前の1日からとする。	ただし、休日及び休館日は除く	
公用	使用日が決定したときからとする。	(受付時間) 午前9時から午後5時	

\*休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

\*ただし、予約システムによる抽選の期間は除く。

別表第2（第9条 電子申請関係）

受付日	受付日時	標準処理期間
使用日の属する月の 2か月前の1日から 使用日の11日前まで	（受付日） 全日。 ただし、保守点検などにより停止する場合あり （受付時間） 午前5時～翌午前2時	使用者が電子申請を行ってから10日以内。 ただし、口座振替により使用料を納付、もしくは使用料免除されている場合で、市が使用内容の問い合わせを行った場合は、その日から10日以内。

別表第3（第12条 減免・免除基準関係）

団体等	減免基準	減免額
市及び市教育委員会	公用	免除
公共的団体のうち男女共同参画の推進をその目的とするもの	男女共同参画の推進を目的とした活動に使用するとき	免除
活動推進グループ	男女共同参画の推進を目的とした活動に使用するとき	5割減額
その他市長が認めるとき		市長が認める額

別表第4（第15条 使用許可申請書等の記載事項関係）

名称	記載事項
センター使用許可申請書	申請者氏名・電話、申請年月日、使用者（団体名及び代表者氏名、住所、電話）、使用内容、使用人員、使用日時、使用室名、使用料減免申請理由、使用希望の付属設備等
センター使用許可書兼領収書	使用者（団体名及び代表者氏名、住所、電話）、使用内容、使用人員、使用日時、使用室名、使用料減免申請理由、使用許可する付属設備、使用料金額、減免金額、許可年月日・番号